

総務省承認	No. 2 7 6 4 5
承認期限	平成21年9月15日まで

実施機関名	国土交通省
整理番号	

㊫ 建築物リフォーム・リニューアル調査 住宅 調査票

I. 貴企業の概要

貴企業の概要及び記入者の連絡先を記入してください。
(企業名称など誤りがございましたら、お手数ですが訂正をお願いします。)

企業名称		
所在地		
建設業許可番号		
連絡先	記入者氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	e-mail	

【建築物リフォーム・リニューアルの定義】
 既存建築物の増築、一部改築及び改装を対象とし、新築工事、別棟増築及び全部を取り壊し改築する場合は含みません。
 なお、建築物本体及び建築物と一体となった設備にかかる工事が対象となります(庭園・造園、修景施設、カーテン、家具、書庫、OA 機器、CATV、ルームエアコン、工場の生産機械、屋外広告物等の設置・更新・修繕は除きます。)。但し点検、清掃、小額(住宅の場合は10万円未満)の消耗部品の交換・故障修理等の軽微なものは除きます。

II. 住宅にかかる元請受注高

貴企業で平成20年4月1日～平成20年9月30日の間に受注した住宅建築物にかかる元請工事の受注件数及び受注高を、それぞれ表の分類にしたがって記入してください。
 期間内に受注が無い場合は、受注高の欄に「0」を記入してください。

	元請受注件数	元請受注高 消費税込み								
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
増築工事*1										
改築(一部)工事*2										
改装等工事*3										
建築物リフォーム・リニューアル工事計*4										
建築工事の総合計*5										

*1 増築工事：既存建築物の床面積が増加する工事。(改装等を同時に行う場合を含みますが、別棟の増築は含みません。)
 *2 改築(一部)工事：既存建築物の床面積の一部を除却し、除却分と同じ面積を建築する工事。(改装等工事を同時に行う場合を含みます。)
 *3 改装等工事：既存建築物の建築及び建築設備にかかる工事で、新築、増築、改築のいずれにも該当しない工事。
 (内装の模様替え、屋根のふき替え、間取りの変更等既存建築物の修繕、変更及び模様替え等)
 *4 建築物リフォーム・リニューアル工事計：増築工事、改築(一部)工事、改装等工事の総計。
 *5 建築工事の総合計：住宅建築物にかかるすべての建築工事及び建築設備工事。(新築、別棟増築、全部改築を含みます。)

